ライフサポートステーション Can be+

「介護予防相当訪問介護」重要事項説明書

当事業所は利用者に対して指定介護予防相当訪問事業（以下「訪問型サービス」とします」を提供させていただきます。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上の注意事項を次の通り説明いたします。

「訪問型サービス」（ホームヘルプサービス）とは
介護福祉士などの訪問介護員が要支援者の家庭を訪問し、入浴・排泄・食事介助などの身体の介護、掃除・洗濯・調理などの家事の援助、生活などに関する相談・助言・その他の必要な日常生活上の世話をするサービスです。

1. 事業所の概要

①事業所の種類	指定介護予防相当訪問事業
②事業の目的	利用者が可能な限りその家庭において、要支援の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる支援を行なうことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持向上をめざすことを目的とします。
③事業所の名称	株式会社ホープ ライフサポートステーション Can be+（キャン ビー）
④事業所の所在地	広島県福山市駅家町大字法成寺 114 番地 8
⑤電話番号	（084）999－7036
⑥FAX 番号	（084）999－7037
⑦管理者	三髙　裕美

2. 事業実施地域及び営業時間

①通常の事業の実施地域	福山市（駅家町・加茂町・御幸町・芦田町・新市町・神辺町・千田町・郷分町・山手町）
②休業日	日曜日
③営業時間	7 時 30 分から 18 時 30 分

3. 職員の体制

①管理者	1名 （常勤） 管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行ないます。
②サービス提供責任者	2 名以上（常勤 2 名） サービス提供責任者は、事業所に対する訪問型サービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防訪問介護計画の作成を行なうとともに、自らも訪問型サービスの提供にあたります。
③訪問介護員等	常勤　　2名（うち1名は管理者、サービス提供責任者と兼務、 うち 1 名はサービス提供責任者と兼務） 非常勤　1 名以上 訪問介護員等は訪問型サービスの提供にあたります。

4. 守秘義務等について

事業所、訪問介護員等は訪問型サービスを提供する上で知り得た利用者、その家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。但し、利用者に係わる担当者会議等に、利用者又はその家族等の個人情報を用いる場合がございます。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

①サービス内容

食事・排泄・入浴・清拭などの身体介護　　調理・洗濯・掃除などの家事援助

②サービス料金

訪問型サービスに関するサービス料金について、事業者が法律に基づき介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合、「介護保険負担割合証」に表示される負担割合となり、1 割負担の場合は次の通りとなります。但し、給付制限がある場合は負担金が変わることがあります。また、事業所が介護保険からサービス料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は全額お支払いいただきます。

(1)訪問型サービス費

イ　1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

訪問型 サービス費	(1) 1週間に 1回程度利用	(2) 1週間に 2回程度利用	(3) 1週間に 3回程度利用 (要支援2の方のみ)
利用料	1,176円／月	2,349円／月	3,727円／月

※訪問型サービス費は月単位の料金になります。

但し、利用者がショートステイ(介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護)を利用した月はショートステイのみを利用した日を除いた日数にて日割計算します。

※サービス提供責任者が初回に訪問型サービスを行なった日、もしくは訪問介護員に同行した日が属する月には初回加算として200円を加算します。

※別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて訪問型サービスを行なった場合は、所定金額に5%を加算します。

ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)※1

サービス提供時間	基本報酬 (1 回につき)	同一建物に居住する利用者 20 人以上にサービスを行なった場合
(1)標準的な内容の訪問型サービスである場合	287 円	258 円
(2)生活援助が中心である場合※2		
(一)20分以上45分未満	179 円	162 円
(二)45分以上	220 円	198 円
(3)短時間の身体介護が中心である場合	163 円	147 円

※1 1月につきイ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

※2 現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置付けられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で算定する。

(2)その他加算項目

生活機能向上連携加算	利用者に対して、訪問リハビリテーションの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問リハビリテーションの一環として利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行し、利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合、3ヵ月の間1ヵ月に1回200円を加算します。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて訪問型サービスを行なった場合、所定金額に5％を加算します。
介護職員等処遇改善加算	介護予防サービス・生活支援サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届出を行なった上で訪問型サービスを行なった場合、利用単位数に所定の要件に基づき次の通り加算します。 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ　利用単位数の 27.0％ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ　利用単位数の 28.7％ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ　利用単位数の 24.9％ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ　利用単位数の 26.6％ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）　利用単位数の 20.7％ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）　利用単位数の 17.0％

（2）減算項目

高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生またはその再発を防止するための措置（指針の整備、委員会の開催など）が講じられていない場合に所定金額の 1％を減算します。
業務継続計画未策定減算	感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画策定等の措置を実施していない場合に所定金額の 1％を減算します。
同一建物減算（再掲）	集合住宅等に居住する利用者へのサービス提供1カ月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する場合、該当する利用者については10％を減算します。

③交通費

通常の事業の実施地域以外の家庭を訪問して要した交通費は、道程1km当たり20円を実費として徴収いたします。費用をお支払いいただく場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとします。

6. サービス利用に関する留意点

次のようなサービスは訪問型サービスに含まれませんのでご注意ください。

・商品の販売や農作業等生業の援助的な行為

・直接本人の援助に該当しない行為（利用者以外の人についての洗濯・調理・買い物・主として利用者

が使用する居室以外の掃除等）

・日常生活の援助に該当しない行為（草むしり、花木の水やり、ペットの世話等）

・日常的に行なわれる家事の範囲を超える行為（大掃除、植木の剪定等の園芸、室内外の修理やペンキ塗り等）

7. 緊急時の対応

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。

主治医	医療機関名	
	所在地	
	主治医氏名	
	主治医連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8. カスタマーハラスメントの防止について

当事業所では、利用者に安心してサービスをご利用いただくと同時に、職員が安全に業務が行える環境を確保するため、以下のとおりカスタマーハラスメント（暴言・暴力・威圧的言動・不当要求・執拗なクレーム・長時間の拘束・保険外サービスの強制等やセクシャルハラスメント、職員のプライバシーを侵害する行為）の防止に取り組んでいます。

① 利用者や家族等から、職員の心身に負担を与える行為があった場合、事業所として事実確認のうえ、必要に応じて対応方法の調整やサービス提供の見直しを行うことがあります。

② 行為が改善されず、サービス提供が困難と判断される場合には、契約の継続ができないことがあります。

③ 職員の安全確保が必要と判断した場合には、警察・行政機関・弁護士等と連携し、適切な対応を行います。

④ 利用者には、職員の人格と尊厳を尊重し、円滑なサービス提供にご協力いただきますようお願い申し上げます。

9. 苦情等申立窓口について

提供するサービスに対する苦情等適切に処理をする為に、下記の通り窓口を設置しております。苦情等は面接、電話、書面などにより担当者が随時受け付けております。

☆苦情等申立窓口☆

ライフサポートステーション Can be+（キャン ビー）

住所　〒720－2413

広島県福山市駅家町法成寺114番地8

電話　（084）999－7036

担当　三髙 裕美

当事業所で解決出来ない苦情等は福山市介護保険課、広島県国民保険団体連合会の苦情受付機関、又は広島県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し出ることができます。

福山市介護保険課	福山市東桜町3番5号 電話（084）928－1166
広島県国民健康保険団体連合会	広島市中区東白島町 19 番 49 号 電話（082）554－0783
広島県社会福祉協議会	広島市南区比治山本町 12 番2号 電話（082）254－3419